

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

地下占用物等連絡会議等における下水道管理者から道路管理者へ提出する様式について

先般、国土交通省道路局より道路管理者宛てに別添の「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」（令和 8 年 7 月 27 日付け事務連絡。以下、「事務連絡」という。）が発出されたところであるが、地下占用物等連絡会議等において下水道管理者から道路管理者へ提出が必要となる様式について、下記の通り補足する。なお、本内容については、国土交通省道路局と調整を行ったものである旨、申し添える。

記

1. 下水道管路施設の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路占用者に対して報告するときは、別記様式 1 を添付する。
2. 事務連絡では、「異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果及び別記様式 1 と併せて該当箇所毎に別記様式 2 によって報告を求めること」とされているが、「異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され」とは、下水道管路施設の点検等の結果、現行診断基準の緊急度Ⅰ、現在検討されている新しい診断基準案*の健全度Ⅳ又は診断保留、と診断された箇所を指す。
すなわち、現行基準の緊急度Ⅰ、新基準案*の健全度Ⅳ又は診断保留と診断され

た箇所において、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の安全性を確保する措置が未了のものについては、点検等の結果及び別記様式 1 と併せて、該当箇所毎に別記様式 2 によって報告する。

なお、下水道管路施設に対する診断結果に応じた対応の考え方としては、必要に応じて異状の進行を抑えるための応急措置を実施した上で修繕等の時期を判断する段階にあるものは、新基準案※の健全度Ⅲと診断された箇所に該当するが、別記様式 2 によって報告が求められる対象には含まれない点に留意されたい。

※ 現在検討されている新しい診断基準案とは、「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」において、令和 8 年 1 月 20 日に取りまとめられた「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」で示される基準案を指す。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001977754.pdf>

3. また、別記様式 2 による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式 3 によって事前に報告する。